

マニフェスト等による輸入申告の利用を認めない旨の通知書

年 月 日

殿

税関長

下記の理由により、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）67—4—6の規定によるマニフェスト等による輸入申告の利用を認めないものとするので通知します。

記

1. マニフェスト等による輸入申告の利用を認めないものとする通関業者の名称及び所在地
2. マニフェスト等による輸入申告の利用を認めないものとする理由
3. マニフェスト等による輸入申告の利用を認めないものとする年月日